

政令第 号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

理 由

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。